

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、就業促進定着手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、同年○月○日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、C会社に再就職し、同年○月○日、再就職手当○円を受給した。
- 3 本件は、請求人が再就職先において引き続き6か月間雇用されたため、安定所長に対して就業促進定着手当の支給を申請したところ、安定所長は、平成○年○月○日付けで就業促進定着手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると

認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 就業促進定着手当は、再就職後のみなし賃金日額が離職前の賃金日額を下回る場合に支給されるものとされている（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第56条の3第3項第2号、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の2）。

(2) これを本件についてみると、再就職後のみなし賃金日額は〇円となっており、離職前の賃金日額である〇円を下回っていないことから、就業促進定着手当の支給要件を満たさないというべきである。

(3) この点、請求人は、離職前の賃金日額（〇円）は手取り額（月額〇円）を基に算定されたものであるが、月額〇円に労働者負担分の社会保険料、所得税等が加算されたものが賃金となるはずであり、その加算額を賃金として認定した上で離職前の賃金日額を算定すべきである旨主張する。

しかしながら、平成〇年分の源泉徴収票の「支払金額」（労働者が負担すべき所得税、社会保険料等を含む）と離職票の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの「賃金額」の合計はともに〇円となっており、同金額を安定所長が賃金台帳とも照合している上、一件資料からは月額〇円を超える賃金があったとの客観的証拠はない。

そして、請求人は、事業所との採用時の面接において「月〇円渡す」との合意をしたのみであり、毎月手渡される〇円に何が含まれるのかについて話し合ったことはないこと（平成〇年〇月〇日当審査会開催の公開審理における請求人申述）、基本手当〇円及び再就職手当〇円を受給した際は離職前の賃金日額について不服を申し立てていなかったことも併せて考慮すると、請求人の主張を採用することはできない。

(4) したがって、当審査会としては、請求人の離職前の賃金日額の算定に誤りはなく、本件処分は妥当なものであると判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。